

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成22年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成22年12月8日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第61号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について	6
日程第5	議案第62号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号)	6
日程第6	議案第63号 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第3号)	23
日程第7	議案第64号 平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第1号)	24
日程第8	議案第65号 平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	26
日程第9	議案第66号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	27
日程第10	議案第67号 那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	29
日程第11	議案第68号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について	32
日程第12	議案第69号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について	33
日程第13	議案第70号 公平委員会委員の選任について	35
日程第14	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	36
日程第15	請願、陳情の委員会付託について	37

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	左 近 誠	2 番	蜷 川 勝 彦
3 番	中 岩 和 子	4 番	森 本 嘯 夫
5 番	田 中 幸 子	7 番	小 谷 一 郎
8 番	太 田 干 士	9 番	橋 本 謙 二
10 番	引 地 稔 治	11 番	曾 根 和 仁
12 番	東 信 介	13 番	田 中 植
14 番	山 縣 弘 明		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6 番 湊 谷 幸 三 欠席

4. 会議録署名議員の氏名

5番 田中幸子

7番 小谷一郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	寺本真一	副町長	植地篤延
教育長	笠松昭紀	消防長	東正通
参事 (総務課長)	潮崎有功	会計管理者	岡崎順子
病院事務長	八木敦哉	税務課長	濱口博之
住民課長	寺本資久	福祉課長	福居和之
観光産業課長	瀧本雄之	建設課長	塩地勇夫
水道課長	田原忠幸	教育次長	小玉常夫

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	藪本活英
事務局副主査	加味根涼
事務局副主査	脇地健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

報道各社から議場での写真撮影の許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり、傍聴人規則を遵守し議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開会

○議長（森本昇夫君） ただいまから平成22年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

○議長（森本昇夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本昇夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5番田中幸子君、7番小谷一郎君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本昇夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長（橋本謙二君） 平成22年第4回定例会の件につきまして、去る12月3日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました結果を御報告いたします。

議事予定表等、御参照ください。

〔議事予定表朗読〕

本定例会に付議される事件は議案10件、諮問1件の11件ですが、追加議案1件が予定されているようでございます。

会期は、本日8日から17日までの10日間の予定で、本会議4日、委員会4日、純休会2日です。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月17日までの10日間に

したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は本日から12月17日までの10日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

平成22年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には何かと御煩多のところ御出席いただき感謝申し上げます。

平成22年も間もなく暮れようとしておりますが、おかげさまをもちまして本町の事業も順調に推移しているところでございます。引き続き万全の態勢で事業を進めてまいります。

さて、昭和52年4月に天皇皇后両陛下を那智高原にお迎えして実施された第28回植樹祭から33年余り、田辺市の新庄総合公園において、来年、第62回全国植樹祭が開催されます。それに先立ち、平成23年2月18日にイベントとして町内の小学生による植樹を那智高原で開催することになりました。町内各小学校でことしの5月から子供たちの手で苗を育てていただき、その苗を植樹していただく予定であります。また、来年5月の全国植樹祭終了後、記念植樹を予定しておりますので、皆様には改めて御案内申し上げます。

本町は、町域の約89%が森林等に囲まれた町でございます。森は水をはぐくみ、生物の生活環境をつくってまいります。すべての源であります森林保全のための施策を引き続き行ってまいります。

次に、南紀園の建設計画の状況について御報告申し上げます。

2度の施設改築委員会と組合議会が開催され、設計業者が株式会社山田総合設計に決まりました。今後設計が進められますが、多床室の問題、加入市町村の負担金の問題等、課題がございますので、状況を逐次御報告させていただきます。

次に、那智勝浦町医療・健康福祉基本構想につきましては、10月に那智勝浦町医療・健康福祉アンケート調査を実施いたしました。現在アンケートの集計がほぼ終わったところであります。これから、この結果並びに議会の皆様に御意見を伺いながら、来年初頭には構想策定をしたいと思いますと考えております。

また、このたび日本・インドネシア経済連携協定に基づき、インドネシア人看護師候補者2名が町立温泉病院にて看護助手として勤務しています。本国で看護師資格を持つ両名は、日本の看護師資格を取得するために来日し、当院に勤務しながら病院職員指導のもと、国家試験合格を目指します。合格の折には当院で引き続き勤務していただくことを期待しております。

それでは次に、本議会に上程いたしております諸議案の概要について御説明いたします。

本議会に御審議をお願いいたします案件は11件であります。その内訳は、規約の変更について1件、平成22年度補正予算4件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定2件、公平委員会委員の選任について1件、人権擁護委員の推薦1件であります。

議案第61号は、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号から議案第65号は、一般会計を初めとする各会計の補正予算をお願いするものであります。各会計におきまして、人事院勧告に伴う人件費の調整をさせていただいております。

議案第62号は、平成22年度一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ760万1,000円を増額し、予算総額を69億900万円とするものであります。

その主なものとしては、総務関係では、道の駅「なち」に併設いたします世界遺産情報センターにおける画像データ使用料、民生費関係では、福祉健康センターの空調設備、保健衛生費関係では、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金、農林水産業関係では、与根河池堰堤の測量業務委託と設計業務委託、来年2月に行われる植樹祭の植栽地整備、災害復旧費で与根河池堰堤応急修繕等であります。

議案第63号は、平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）で、人事院勧告に伴う人件費の調整であります。

議案第64号は、平成22年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、施設介護サービス給付費の減額が主なものであります。

議案第65号は、平成22年度水道事業会計補正予算（第2号）で、人事院勧告に伴う人件費の調整であります。

議案第66号は、那智勝浦町税条例の一部を改正するもので、前納報奨金制度の廃止をお願いするものであります。

議案第67号は、那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、議案第68号、議案第69号は、デイサービスセンターゆうゆうと円満地公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第70号は、公平委員の選任について議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦をお願いするものであります。

以上が本議会に提案いたしました11件の概要であります。その詳細につきましては、各担当者から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第61号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び  
和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について

○議長（森本昇夫君） 日程第4、議案第61号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

議案第61号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第61号朗読〕

今回の改正につきましては、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合が平成23年3月31日をもって解散するに伴い、本規約から削除するというものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第62号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（森本昇夫君） 日程第5、議案第62号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第62号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5

号) について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億900万円とするものでございます。

第2条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計欄で補正前の額69億139万9,000円、補正額760万1,000円、計69億900万円となります。

下の3ページです。

歳出ですが、款1の議会費から次のページ、款10の災害復旧費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

臨時財政対策債として2,940万円を減額し、補正後の限度額を7億6,630万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括の歳入及び7ページの歳出について、それぞれ760万1,000円の増額を行っております。

7ページ、補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で1,108万3,000円、その他特定財源で302万8,000円、一般財源がマイナスの651万円となっております。

8ページをお願いいたします。

2歳入ですが、款10地方交付税の目1地方交付税は7,864万4,000円を増額し、計は25億4,284万3,000円となります。

9ページをお願いします。

款15県支出金、目1総務費補助金、節3緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金46万2,000円につきましては、電算システム移行に係る情報入力等の臨時職員の雇用に係る経費の財源といたしまして全額を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金1億6,000万円の減額補正をお願いしております。平成22年度の基金取り崩しにつきましては、当初予算で財政調整基金、減債基金、1億6,000万円ずつ予定いたしまして、合わせて3億2,000万円を取り崩すこととしております。今回の12月補正におきましては、前年度繰越金1億424万6,000円を入れまして、半分の財政調整基金の取り崩しをゼロとする補正を行ってございます。

款19繰越金、目1繰越金1億424万6,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

款21町債、目6臨時財政対策債2,940万円の減額につきましては、当初予算において国の財

政計画により4億5,000万円を予定しておりましたが、決定額が4億2,060万円でありましたので、このたび減額補正をお願いするものでございます。

11ページでございますが、3の歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で344万5,000円の減額補正をお願いしております。節2給料から、次のページお願いします、節4の共済費まで、職員等の人件費で10月1日付の人事異動による調整と人事院勧告に伴う減額であります。なおこの後、各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費、また臨時職員に係る各種保険料負担率の変更に伴う補正につきましても説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

目6電子計算費、補正額62万円のうち節4の共済費5万9,000円、節7賃金40万3,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、緊急雇用補助金を利用いたしまして12月末までの契約になっている臨時職員を来年3月まで3カ月間雇用延長をお願いするものでございます。節12役務費15万8,000円につきましては、現在本町と接続されております出先機関の回線をADSL回線から光回線に変更するための経費となっております。各出先機関、個別に直接インターネットへの接続しているものを来年度より順次本庁を經由したインターネット接続に変更予定で、出先機関のセキュリティーの強化とインターネット接続費の削減のためお願いをするものでございます。

次の目7企画費、補正額41万5,000円につきましては、道の駅関連の予算でございます。節12役務費1万円ですが、情報発信のためのインターネット回線サービス料3カ月分となっております。節14使用料及賃借料10万5,000円につきましては、世界遺産情報センター内に使用するパネル、ディスプレイの表示用画像、写真画像データの使用料となっております。これにつきましては、楠本弘児写真事務所から写真データの提供とアドバイスを受けるもので、パネルに大きく伸ばす画像データ数点と、パネル内の写真やディスプレイ表示用に50点ほどの画像データの提供を受けるものでございます。節18備品購入費30万円につきましては、世界遺産情報センター内の映像システムの操作に使用するパソコン及び周辺機器の購入となっております。世界遺産情報センター内の映像システムで那智の祭り等の映像を流す予定でありますけれども、そのデジタルサイネージ、これは電子看板のようなものでございますが、その操作用のパソコン及び周辺機器となっております。この道の駅「なち」の世界遺産情報センターにつきましては、来年1月に予定されております農産物直売所が旧コンビニへ移転した後、内装展示工事にかかりまして、本年度末、3月末に完成の見込みでございます。

25ページをお願いいたします。

補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 税務課の関係について御説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。



後段の款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節3職員手当等の中の13ページの一番上にごございます超勤手当40万円の補正をお願いするものでございます。

税務課におきましては、新業務システムへの移行作業、税務署とのデータ連携やコンビニ収納の準備等の新規業務が発生しており、異動で職員が減になっている中で対応するため、やむを得ず補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2次世代育成支援対策交付金252万2,000円の増額につきましては、わかば保育園で実施しています延長保育促進事業補助金が平成22年度より国庫補助金から県補助金の保育対策促進事業費補助金に変更されまして150万円を減額し、県補助金であった地域子育て支援センター事業費補助金402万2,000円が国庫補助金に変更されまして、交付金の充当による財源内訳の変更をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、補正額87万8,000円の減額につきましては財源内訳等の変更によるものでございます。節8地域子育て支援センター事業補助金につきましては、前段で申し上げました補助金制度の変更により国庫補助金に財源変更するものでございます。節16保育対策促進事業費補助金200万円につきましては、国庫補助金から財源内訳の変更でございます。節17第三子以降に係る保育料助成事業費補助金211万6,000円につきましては、満18歳以下の子供を3人以上扶養しており、かつ3人目以降の満3歳未満の子が保育所に入所している児童の保育料の無料化についての県の半額補助でございます。

目3衛生費補助金、節7新型インフルエンザワクチン接種費補助金446万8,000円でございますが、厚生労働省では国内での今年度における再流行の可能性が続いていること、またウイルスによる重症化のリスクが変わるものではないこと等を踏まえまして、引き続き国内における再流行への警戒を怠らず蔓延予防等に万全を期するものとして、新型インフルエンザワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成に係るもので4分の3の補助金でございます。

14ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、補正額182万7,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計の実績見込みにより繰出金を減額するものでございます。

目7障害者福祉費、節13委託料、補正額296万円につきましては説明欄記載の事業の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目11福祉健康センター費、節18備品購入費、補正額254万9,000円につきましては、福祉セン

ターの和室及び厨房の空調機器の設置に係る備品購入費をお願いするものでございます。

本年8月末、1階の空調設備が故障しましてエアコンが作動しない状況が続いておりますが、大規模な設備のため修繕も相当額の費用が見込まれ、修繕してもいつまでもつか保証がないとのことであり、暑かった時期でもありまして、急を要するため事務所及びヘルパー室、保健室については社協のほうで設置していただいております。今回の和室については、冬季にも乳幼児等の利用があり、冷たい部屋での対応は苦慮するところであり、また、厨房については食事サービス等に利用しており、温度管理にも必要であることから早急に設置をお願いするものでございます。なお、これにより1階については個別設置となりますので必要な数だけの利用となります。

15ページをお願い申し上げます。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負担金補助及交付金につきましては、歳入で御説明しました補助金制度の変更により、歳出の名称変更をお願いするものであります。

16ページをお願い申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、補正額458万4,000円の増額でございますが、節13委託料273万9,000円及び節19負担金補助及交付金184万5,000円につきましては、生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する者に対し、新型インフルエンザワクチン接種に係る実費負担を助成することで経済的負担を軽減しワクチン接種を受けやすい環境を整備するもので、国と契約した受託医療機関へ委託するもの及び償還払いによるものでございます。対象者は生活保護世帯、住民税非課税世帯の診察のみも含め2,575人を見込んでおります。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の補正について御説明申し上げます。

まず、歳入、8ページのほうをごらんください。

8ページ、款12分担金及負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節7ため池等整備事業分担金227万8,000円。これにつきましては、去る9月、10月やったかな、雨のときに与根河の池の堰堤の陥没がありました。その陥没した箇所につきましては、堰堤から水を抜く排水溝というんでしょうか、取水口というんでしょうか、その上の部分が陥没いたしました。それについて水利関係者のほうから大丈夫かというお話が観光産業のほうにございました。水をためるんであれば、やはり徹底的な調査が必要であるということで、そのための測量及び実施設計書、この設計書というのは国の補助をいただくためにその設計書が、まず申請に当たって必要ということで地元からその分の費用を受益者からいただくというものでございます。

その下の災害復旧費分担金、節1町単独農林水産施設災害復旧費分担金75万円。これも同陥没に関するものでございますが、この陥没したところを一度排水溝まで掘って、どのような状況になっているか確認した後、そして埋め戻しをするための費用の受益者の分担金を上げさせていただきます。

続きまして、9ページの県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節3中山間地

域等直接支払事業費補助金328万4,000円。これにつきましては県のほうからの国2分の1、県4分の1の補助でございます。詳細については歳出のほうで御説明申し上げます。次、下の節8市町村民の森創造事業補助金92万5,000円。この件につきましても町長が冒頭報告でございました。この22年度中、23年2月に那智勝浦町のプレイベントとして行う、その費用を県のほうからいただくものでございます。節17藻場回復推進事業費補助金30万円。これにつきましては、例年県のほうから藻場回復のための補助金をいただいております。

それでは、歳出に移らせていただきます。

恐れ入ります。16ページをお願いいたします。あ、17ページになります。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料455万7,000円。これにつきましては、先ほど歳入で申し上げました与根河池の堰堤測量業務委託として214万2,000円、同じく設計業務委託で241万5,000円を委託するものであります。次、下の19負担金補助及交付金437万9,000円、中山間地域等直接支払事業補助金であります。これにつきましては、当初予算で333万1,000円の予算づけをしておりましたが、本年見直しの年でありまして、条件が若干緩和されたこともありまして、結局再募集いたしましたところ、色川地区で704万3,000円、高津気地区で66万6,000円の金が必要ということで、その分の補正でございます。この緩和されたのは、傾斜の角度もございまして、集落協定、今までですと個人の責任で5年間、そういう自分の田んぼを守らなかつたらいけなかつたんですが、集落協定、この場合、ことしの場合、色川のほうで、色川地区でその個人の方の分も責任を持つということで参加してくれた方がおられましたので、色川で倍増しております。

続きまして、目4畜産団地管理費、節11需用費でございます。26万7,000円、修繕料。これは畜産団地におけますテント、畜舎の横にありますテント等の巻き上げ等が腐食、壊れておりますので、その修繕の費用でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節8報償費124万円、有害駆除報償でございます。これにつきましても年度当初131万円いただいております。しかしながら、本年猟友会の皆様方の御協力によりましてかなりの頭数を捕獲していただいております。11月16日現在でイノシシ34頭、シカ125頭、猿52匹、これだけで164万2,000円の支出が必要となっております。現在当初予算では33万2,000円の不足となっております。それを補うことと、猟期の中でも猿等の捕獲が見込まれますので、この部分の補正をお願いするものであります。節13委託料111万4,000円、これにつきましては植樹祭看板製作、それから植栽地整備委託ということで上げさせていただいております。これが植樹祭のプレイベントの追加費用でございます。節14使用料及賃借料24万円、自動車借り上げ。これはそのプレイベントに関しまして小学生のバス輸送の借り上げの料金となっております。

続きまして、次のページになります。

目1水産業総務費の節19負担金補助及交付金74万2,000円、県漁港漁場協会負担金でございます。これはことしの1月の末に陥没いたしました勝浦漁港の復旧工事に係る工事費が県のほ

うで2億980万円の整備事業費となっております。それにかかわる負担金の増加でございます。現在のところ、予定としては39.5メートルの工事を予定しております。

目2水産振興費、節13委託料30万円、藻場回復推進業務委託。これにつきましては、県の補助を受けて沿岸漁業者のための藻場回復を行っております。本年の予定といたしましては、勝浦と那智地区の地先にプレートにカジメを植えたやつを岩に張りつける予定にしております。

続きまして、ページが飛びます。24ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費150万円、与根河池堰堤応急修繕。これにつきましては、歳入でも申しました陥没箇所の掘削及び、また埋め戻しという工事費でございます。

観光産業課につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について御説明させていただきます。

20ページ、21ページをお願いします。

歳出でございます。

21ページの上段にあります款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節9旅費14万5,000円は、那智勝浦道路川関から市屋間6.3キロメートルあります。その用地交渉に係る費用であります。所有者が県外におられる方が多く、今回追加をお願いするものであります。

次に、24ページをお願いします。

災害復旧費です。款10災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費400万円は、9月、10月の集中豪雨、また10月末には台風14号があり、それらにより被災しました道路災害5件、河川災害3件、合計8件の災害復旧に係る費用でございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

3番中岩君。

○3番（中岩和子君） それでは、ちょっとお尋ねをいたします。

2ページの農林水産業費分担金ですか、それから災害復旧費分担金というところですけど、これ歳入のところですけど、このところをもう一度説明をしていただけますでしょうか。どういうふうなところから、その他の補助金、受益者からということですけど、どちらのほうのところからこれが出るのでしょうか。

それから、17ページの農業振興費の委託料、与根河池の測量業務委託、それから設計業務委託ですけど、この件について、これはどこの土地かというところが、こら辺がはっきりしてるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それから、これは前から町のほうは町のものやと言うておられますし、市屋のほうは市屋のほうやというようなことが言うておられますけど、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、それに関連してですけど、24ページの町単独農林水産施設災害復旧費のところ

で、工事請負費が150万円出ております。与根河池の緊急修理ということですが、これについても、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員の今の質問、その与根河池の関連の費目すべてにわたろうかと思えます。

まず、歳入歳出一緒になるんですが、この一番最初の歳入のほうの分担金、ため池等整備事業、これが歳出のほうであります測量設計のほうの地元の受益者の分担金ということになっております。これにつきましても、先ほど申しましたとおり、もし測量の中にはボーリング等も、何カ所かのボーリング等も予定しておりますが、それによって大規模修繕等を行うのであれば、国費をいただきに行かなければなりませんので、そのための設計業務も入れて、ここに地元からいただいております。

その下の災害復旧費分担金につきましては、堰堤の中の陥没箇所の掘削、一たん掘り起こして調べて、そして埋め戻しする、その費用についての分担金ということでございます。

そして、歳出、今の関連で歳出でございます。国のほうの、どうしてそう、補助金をもらうために急ぐのかと、まずそここのところからお話しさせていただきますと、今現在22年度ですが、国のほうは23年度はもう締め切って予定されております。ですから、次の国費をねらうのであれば24年度の国費に手を挙げていかなければならない。その24年度の国費をいただくに当たっては、この23年6、7月ぐらいまでに、それなりの資料を整えて手を挙げていかなければならないと、そういうことでこの補正でそこまでやっておかなければならないという判断で、ここに上げさせていただいております。

そして、所有権云々のお話もございましたが、これにつきましては、私ども従来、与根河池、町の所有であるというふうに見ておりますので、立場的には、その地区で言うたらそれに対して異論のある地区もございしますが、町は一貫して町のものであるというスタンスで来ておりますので、これについては、町のものであるが、水利の利用権者からの分担金をいただいて、この緊急を要する工事をやっていきたいと、そのようなことで予算計上させていただいております。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） この地元というのは、今うちの町と市屋区とのことであれしてもうてますけど、この地元からのという要望があったわけですね。それは市屋区からあったんでしょうか、それとも、あそこは下里のほうもお使いになってらっしゃると思うんです、あの水は。そこから辺の、この地元からの要望、要望があったんでしょうか、それとも陳情があったんか、そこから辺もはっきりしていただきたいですし、その地元とはというのは、どこから出てるんでしょうか、ちょっとそこら辺お尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 現在、一番最初私どものほうに陥没の御報告をいただいた2名の方は水利組合ということで、うちのほうに来ていただいております。ですから、その水利組合

の関係者、利用者の代表という感覚でございます。

〔3番中岩和子君「3回しか聞けんので、ちょっと答弁漏れで、ど  
ちらの」と呼ぶ〕

申しわけございません。市屋区の水利組合の方が2名、その中で地元負担金の話もさせてい  
ただいております。それで下里のほうにもお話は行っていると思います。水利の関係の話で。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 水のことなので、多分田んぼのことやらいろんなことがあって、側溝とい  
うんですか、その水が来ないと非常に困ると思うんで、それは当然もうあるのは、それはどこ  
のところでも半分の地元負担ということで今までしてるんでしょから、それはうなずけるん  
ですけど、本当に下里の水利組合と市屋区の水利組合とで、両方でこちらのほうへ要望が来て  
るということに、そういうふうにして了解してよろしいんですか。

その点と、それから、この所有者のことですけど、国費が、24年度の国費をもらおうと思っ  
たら、今23年6、7月までにやっってしまうなければならない。それはあれなんですけど、一番  
問題は、その所有、うちはもう町のものやと言うてますよ、町のものやと言うて、町のもので  
押してますけど、果たしてそれが本当にその市屋のほうで了解されて、町ですよ、はいよろし  
いですよ、町のほうでじゃやってくださいというふうなところがはっきりしてるかどうか、こ  
こら辺をはっきりしないと、後で大きな問題になってくると思うんです。これがまた調査をし  
て、することによって後々、これだけで済まずに、もし何もなければもうそれでいいんですけ  
ど、大きなことがあれば億のお金が動くようになってきます。そこら辺のこともありますん  
で、この所有権というのをきっちりはっきりしていただきたいと思うんですけど、その点はい  
かがですか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 先ほどの答弁の中で市屋の水利組合の方が見えて、下里の方と一  
緒に来たというわけではございませんので、市屋の水利組合の方2名、当初お見えになったと  
いうことでございます。

所有権については、私どもちょっと答弁する立場にないかもわかりませんが、この農業の担  
当のセクションから申しますと、24年度の国費をいただいたとしても、24年度は国のほうで実  
施設計書を組む、実際に工事にかかるのが25年度、大規模であれば26年度、もし与根河の池、  
水をためたり云々ができないとなると、3年ないし4年、農業者の方に御迷惑がかかると。今  
順調に進んでもそれぐらいのペースで行きますので、なるべく早く順調に進めていって、農業  
者、従事者の方に御負担を少なく済むようにということで上げさせていただいております。

所有権について判断、特に私ども、立場にないと申しました。その理由といたしまして、管  
財のほうで町有財産についてはしておるんですが、私ども、議員おっしゃられるように、はっ  
っきりしないまま動いておりますのは、その所有が町であれ、任意団体であれ、町の受益者負担  
金をいただいてやる町の金額については変わらないという判断もございまして、その所有権  
云々の白黒をつけずに、私どもはこの農業者の急ぐということで進めさせていただいておりま

す。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） これはもう町長にお聞きするところなんですけど、この所有権が今どういうふうになっているのか、また、今先ほど言われたように、所有権がはっきりしないまでも、もし受益者負担ということになってきて、この調査をやった結果、何億円もお金がかかったときに、受益者負担、地元負担がどんだけとかという、そういうことまでお考えの上でこれを進めてらっしゃるんでしょうか。

その緊急性が、今お聞きしたら、大きく大規模に工事をしないと、水がずっと農業用水がとれないのか、本当に。で、緊急の対応でいかないのか。そこら辺もお聞きしたいと。これはもう町長にお聞きします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

所有権の問題から入らせていただきます。

元来、登記簿上は市屋中、下里中というような形になっておられるかと思うんですけども、そういった中で、下太田村、上太田村というときに、合併したときに必然的にそういう場合は解釈上、まあ学説もいろいろあるかと思うんですけども、それは行政が継承していくという中で、今那智勝浦町のもんになってるとい、そういう概念の中で進めてきて、そのグリーンピアの開発のときにはそういう形でグリーンピアとの中で話し合いがあって、グリーンピアの敷地内というんか、そういうことになっておったと思うんですけども、市屋区の人らは、市屋区の方たちは、学説の何か、大学の先生が所有権の問題ではこういう学説がありますよということで、その所有権の主張はされているかと思うんですけども、この件についてはまだ裁判闘争もしてませんし、いろいろな面で決着がついていないということでもあります。だから、担当課長が言いましたように、本来、町でその所有をしていると、概念的にやっていくということのほかはないです。

それで、費用分担については、億がかかろうが、何がかかろうがというのは、受益者負担率というのは本来災害復旧なり、そういう農業者の施設については受益者負担の割合率というのは当然市屋区が負担してもらえると、その水利利用者に負担してもらおうということが、それが妥当かと思うんです。

それ以外に、所有権の問題とこれとは別個にさせていただかなければ、結果も出ていないけれども、白黒つけてからやるというふうになると、それが大きな災害につながるかもわからないという状況の中では、行政側としては当然職責上、町民の安全を守るのが一義的にやっとなければならないと。後は定期的に言うと、今後所有の問題についてはどちらかが闘争、裁判係争になろうかもわかりませんが、そのときはそのときで対応していくと。ただ、現在の状況におかれましては、うちは行政の財産継承しているという中で、その部分については当然粛々と市屋池の堰堤の修繕補修というのは主体になってやっとなければならないと考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 総務課長に1点、お尋ねいたします。

12ページ、総務費の7企画費、こちらの御説明で改めてお伺いいたしますが、先ほどの御説明ですと、地元の情報が主な発信というふうに聞こえましたが、その点、もう一度確認と、あわせて名称は世界遺産情報センターという名称であるかどうかという点、お尋ねいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

地元といいますか、映像システムに映し出されますその内容ですが、那智山を主にしておりまして、那智大社、那智の滝、それから青岸渡寺というような、那智を主にした映像ということになってございます。

それと、名称ですが、世界遺産情報センターでよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） それでは、その内容で果たして世界遺産情報センターと名称をつけることができるのかどうかという点です。

那智が主な情報発信、主なというか、それしかないというふうに聞こえたんですが、私は世界遺産情報センターとして名称をつけるのであれば、熊野三山とか参詣道であるとか、広域で情報発信する基地としてあるべきではないかなと思います。

この予算をつけることには何ら違和感はないんですが、その内容に若干の違和感を感じております。道の駅に関連する施設であるのであれば、道路情報も含めて広域の情報を旅行者が収集できる機能が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議員さんがおっしゃるとおりでございますけれども、那智山だけということではなくて、熊野三山全体をイメージした中での那智山ということで御理解いただけたらと思いますけれども、よろしいでしょうか。議員さんおっしゃるとおりだと思います。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 改めて確認いたします。

世界遺産情報センターとして旅行者が世界遺産熊野三山並びに参詣道、あるいは道路情報を広域で、その地で、その場で情報収集ができる施設として機能されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（森本昇夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） ちょっと話を蒸し返すようで悪いんですけど、先ほどの与根河の池のこ



とで、私も係争中であるとか、そういう問題がちょっと今回中岩議員の質問で改めて知りましたので、ちょっと気になりますので町長に伺いたいですけれども、この帰属問題ですね、これを先ほど町長は今後裁判になるやもしれないということをおっしゃっていましたが、町長の意向としては、これを町長の、仮に在任中にもう決着をつけるような形で持っていこうと考えられてるんか、それをあえてもうぼやかしくとと言うんですかね、極端な言い方をすれば、今の尖閣問題みたいな感じで置いとくと、あえて対立しないようにって置いとくのか、どうお考えか。

私はこれ、内輪同士で争うというのは、もう本当はしない方がいいと思うんですけども、はっきりとやっぱりさせておいたほうが、今後いろんな問題のときに障害になりかねないと思います。

今回、市屋のほうの水利組合関係の方からの要請で工事するっていうことは、考え、とらえ方によると、市屋側の所有を認めたというふうになりかねない、町の主体的な判断で工事をするとしたら、町の所有っていうことになると思いますけど、そういう判断の問題にもなりますので、やっぱり町の意向をはっきりしといたほうがいいと思いますので、町長の御判断、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

係争しているわけではないんです。ただ、あのグリーンピアの問題のときにクローズアップされた問題であって、それをいろいろな形で与根河池の管理のことから始まって、木の伐採等について議論されたんです。

当然所有権の問題については、曾根議員もおわかりのように、例えば、おたくの家がたまたま公然無過失に私の家だというて住んでいるのに、突然あなたのもんじゃないと言われたときに、あなたから原状復帰、まあ民法の場合でしたら時効取得でやられるかもわかりませんが、当然那智勝浦町の立場と、町の立場といたしましては、現在所有としての概念の中でやっておりますので、それを異議申し立てをして市屋区から裁判係争になるようなことになれば、それはそれで受けて立ってやっていこうかと思うんですけども、その段階までは、町の行政としてはわざわざ、私とこのですというのが現在の立場でありますので、相手方にうちのやでという立場をとって、それが向こうが気に入らないというのであれば、市屋のほうからそういうふうな、その所有権の確認申請、訴訟を起こしてきた場合には、それはそれで対応していきたいと、このように思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） ただいまの11番、そしてまた3番議員の質疑と重なるんですけど、町長、今、町から動くことはないという意味のことを言われましたけど、3年くらい前になりますか、与根河の池の土手がイノシシに荒らされるということでネットを張りましたね、さくをしました。そのときに、町有地にも入っていると、そういうことがございましたし、木を切っ

たということもございました。その程度ならいいんですけども、さくをする、あるいは木を切るというようなことにつきましては、所有権そのものを云々するじゃなしに、ただ町のほうへきちんと申請を出しておれば、そういうことは大したことはないんですよ。さくをするにしても、50センチ入っておろうが、30センチ入っておろうが、曲がってするより真っすぐしたほうがやりやすいわけでございます、そういったことをやらないで、自分の所有を主張してやられたと、そんなふうに私は理解いたしております。

その延長線上には、かつて上水道を太田から引いてくる場合の水道管の埋設の際にも何かトラブルがあった、差しとめがあったと。このグリーンピアのときでも、やはり池のほうの何かということで差しとめがやられたと、そういうことがありますんで、これはやっぱりはっきりしなければならない。そうしておかないと、今、先ほどから調査費、委託費出ておりますけれども、たまたまこれはそういうことを解決する機会ですから、この際、町の主張をしっかりと先方にも伝えておいていただきたい。

ふっと感じるのは、尖閣列島のことでですけども、そういうのを棚上げして次々やっていると、次何か起こったときに、また差しとめとかいろんなことが起こってきますんで、総務課のほうではどのようなことをされておりますか。委員会のほうでは一向にその報告はありませんね。ですから、所有ということをこの際、この際ですから、はっきりしておいてもらいたい。

この150万円のこちらの応急措置といいますか、とりあえず今、陥没したところについて掘削して調べ埋め戻す、これは結構ですけども、その後の、さっきから言われておりました来年6月までに出しておかないと国の予算が間に合わないと、それもわかりますけども、そういうタイミングで、やっぱりこの問題については決着すべきだと、決着しない間に次々進めることはよくないと、こう思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

見解は、あくまでも町の所有物だという見解を行政の財産継承の中で、過去合併の中でもそういう主張が行政側であります。その中で、決着云々ていうのは、こちらから市屋区のほうには、私が今言うたような形の考えで行政側はスタンスは決まっておりますので、それが不足、不服があれば、当然市屋区側から、そういう問題提起なりをしてきた場合にそれに対応していくということで、何ら差し支えないと思っておりますので、その点、御了解いただきたいと思ます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 今は、やってほしい立場ですからね、それは先方から、水利組合になるんでしょうかね、あるいはこれは区と水利組合とどういう関係があるんかよくわかりませんが、やってほしいときは、そら何も言いませんよ。ただ、町が何かやるとき、例えば、上水道の水道管を埋設するときにはいろんなトラブルがあった。またグリーンピアのことにつきましてもトラブルがある。自分のその所有権を主張しながら、工事差しとめというようなことに

なってきますんで、そういうことのないようにしておきませんと、将来何かあるときに、また自分らの所有権を盾にしているんなトラブルが起こってきますんで、この際、やはりきちっとすべきですよ。

先ほど言いましたけど、総務課はどう動いてるんですか。委員会にも報告がありませんよね。委員会のほうといたしましては、たとえ裁判になっても決着しといたほうが将来いいですよというのが委員会の立場です。

町長、物事があるまで自分らの主張だけしておくと言いますけど、自分だけ主張してもだめですよ。尖閣見なさい、あのとおりじゃないですか。えらい話は飛躍しますけどね。だから今こういう、これからやろうとするタイミングできちっと先方と話を詰めたらどうですか。どのように今まで動いてきました、あれから。木を切ってしまった後、植栽したんですか。あるいは、フェンスが入ってきてるところにつきましては、例えば占用とかいろんな手だてがありますが、そういうことを出してきましたか。そこら辺、どうですか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

まず、その市屋区とのフェンスの関係でございますけれども、平成19年11月にフェンスの設置をした。それに伴いまして、行政側といたしまして通知書、所有地であるためにフェンスの撤去をということで通知書を20年2月に市屋区長あてに出しております。それには期限を切って通知書を出しておるんですが、その期限になっても撤去されていない。市屋区のほうとしましたら、話し合いでということで2回ほど話し合いを持ちましたけれども、平行線でその話の進展がなかったということで、進展がございませんので委員会への報告もされておられません。で、現在に至っているのが実情でございます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 今の報告がありましたけど、やっぱりそういう係争があるわけやないですか。町有地のほうへ一方的にフェンスを張ってきた。20年2月には通知書を出したと、そのままほったらかしと、話は平行線ということじゃないですか。その辺からやっぱり解決していきませんか。どうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もちろんそれは解決するという方向は変わりはありませんけれども、ただ、こちらからあちら側に話を持って行って、向こうが私のもんですということになってけんか別れするというようなことも、なかなか行政と町民の間ではやりにくいというのもあります。

ただ、前回、私が行政担当、執行担当をやってないときにはそういうことがあって、私も承知しております。その中で市屋区の方が今度所有権を主張して提訴してくれるんだったら、私はそれで決着つけたいと。そういう以外に、ただ、フェンスの問題については、堤の防御の問題についてやる以上は撤去するのが妥当なんか、それとも容認しとくのが妥当なんか、それは所有権を認めたというわけじゃなくて、これから堤のイノシシの被害というのは、掘りさがさ

れると、土の盛り土が崩落していくような状態になったときには、さらにうちは、それでどちらかがそういう補修修繕をやらなければならないということになるよりも、今の状態が、フェンスを立てたある状況の中で守られるほうが堤の安全性は保てるんじゃないかなあと。

ただ、皆さんが言うように、所有権云々というのは、あくまでも別の問題で議論すべきことであって、この堤を守るということは、町民の行政の目的上、町民の安全を守る以上、これを所有権を白黒させて10年後にやるんかていうと、そのときに災害が起きたときには、これが決着ついてなかったからだという言いわけにはならないので、水利権の受益者負担が十分に照らし合わせて負担されている以上は、その一義的に行政はこの予算を執行して町民の安全を守るというのが私の考え方であります。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 今あなた、フェンスを取っ払ってイノシシに荒らされて、そのほうが悪いと言いますが、この通知を出してからそのままじゃないですか。こんなもの、占用許可をお願いしたらすぐできることでしょう。根には、やっぱり自分の所有権を主張すると、譲らないということがあるから、今言われたことになるんですよ。フェンスを取らなくても、30センチや50センチ、どうってことないじゃないですか、そこへフェンスを張ったって。それはやっぱり、既に自分のものだというおごった気持ちがあるからですよ、木を切ったりするのは。

どこともいろんなことにつきましてはお願ひして、占用して、そこへ施設をつくる。例えば、フェンスを大きく曲げることないですよ。通らしてよって、簡単に済むこと。書類出したら簡単に通りますよ、そういうものは。お願ひできるんですよ。それをしないで自分のことを主張する。過去には水道の埋設のときはいろんな問題が起こった。グリーンピアでもいろんなことが起こってきた。そういうことのないように、この際、きちんとしたらどうですかということをお願ひして、私申し上げてるんですよ。壊れたらどうこうじゃない。フェンス取らんでもやれるでしょ。そういうことをちゃんとしてから、この予算を執行したらいいんじゃないですかということをお願ひして、私申し上げてるんですよ。

係争じゃないですか、これは。通知書でフェンスをどけなさいと。その前には多分いろいろあったと思うんですよ。申請してくれたらいいよという話が内々あったはずですよ。それをやらないで自分の主張をして通してくるということは、やっぱり所有権の主張ですよ、それは。この際、そういうことをきちんとしたらどうですかということをお願ひして、私申し上げてるんですよ。あなたやらないと言いますがね。

フェンスをのけるといのは一つの通知書として出しておると思うんですけども、のけない方法だって幾らでもあるじゃないですか。占用の許可をお願いしたらいいんですよ、ちょっとぐらいのもの。やらないといのは、やっぱり自分の主張をしているからですよ、所有権の。だからそういうことをこの際に片づけたらどうですかということをお願ひして、私申し上げてるんですけど、いかがですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あの当時、里道に対してどんだけか出たある部分については、町への占有

の許可をとりなさいということだったと思うんです。それから、堤から20メートルの水域については市屋区のものだという主張がありまして、そういう中で、こちらから撤去するということが、占有権を出すということは、相手方は町の所有を認めるということになりましょうし、当然そういうことは向こうも同意してくれないと。ただ、その中で、強制撤去だと、不法占拠だというような形で係争するということは余り好ましくないので、現在までそういうことで続いてきておろうかと思うんです。

当然我がとこの家の裏の土地が他人の土地であれ、わからん場合にそういうふうにしてフェンスを中へ中へ持って行って、最終的にはうちのはここまでやったんやという言われ方のように感じるかもわかりませんが、ただ、解決はつきたいけれども、うちの主張はそういう所有権はうちにあると。かといって、それをフェンスの撤去について強制撤去させるというようなことをするというのは、向こうが占有権を、使用許可願を出すということは町のもんだと認めるということではできないということで、今平行線に来ております。そういった中で、占有の問題、所有権の問題では、こちらからスタンスは、この議会の内容を聞いていただければ、町は町の所有というスタンスは主張しているんで、そういうことであれば、当然市屋区がどう対応してくるかということは、私の関知するところでもございませんし、今後そういう出方があれば、それに応じてやっていくと。

ただ、先ほども言いましたように、行政は町民の安全を守る観点からすると、やはり堤の安全を確保していくと。それはあくまでもうちの所有であっても、水利権であっても、受益者負担というのはできましょうし、この場合、事業主体を市屋区であれば、事業主体が市屋区で補助金を、国の補助なり県の補助なり町の補助なりをやって、受益者負担をやって、市屋の堰堤の補修修繕をやっていく。主体がうちが所有ということで今進めておりますので、当然うちがその安全確保に努めていくためにこの予算の計上をさせていただいたわけでございますので、その係争については、係争というのは、所有の所有権の白黒ということについては、そのときの対応。

尖閣諸島との問題は国家間の問題であって、力の関係、弱さの関係、そういう関係でないんで、対等の立場でこれから話ししていく上は、向こうの市屋区の主張もある程度は理解しながら、そのときにこちらの主張は曲げませんけれども、そこで市屋区もそれは、はっきりせえというて向こうが提訴してきてんだったら、うちは当然それに対応していくということでございます。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時23分 休憩

11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時25分 休憩

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 貴重な時間をありがとうございました。

それでは初めに、当局と与根河池関係の市屋区との経過説明をさせていただきたいと思えます。

まず、昭和54年12月21日、上水道工事の送水管布設工事に関係します市屋区からの仮処分申請が出されております。それから、平成19年5月23日、与根河1008番地の1、市屋区が木の伐採作業を行ったのを確認してございます。それから、平成19年8月17日、市屋区から、当局とボアオに対して不動産仮処分命令申し立て書が提出されております。それから、平成19年11月7日に、与根河1008番地の1と里道敷にフェンスの設置をされました。それを確認してございます。それから、平成20年1月9日、町とボアオに対して出されておりました上申書、仮処分の取り下げを行っております。それから、平成20年2月20日、那智勝浦町の代理人、弁護士ですか、代理人から市屋区長に対してフェンスの撤去を求める通知書が提出されております。その後、2回ほど非公式で市屋区からの話し合いを持っていただきたいということで、非公式で2回ほど話し合いを持ちましたけれども、平行線となりまして、その後、この件につきましては進展がございませんで現在に至っております。

市屋区と与根河池関係についての概要説明は、以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今課長が概要説明の中で、まだ今のところ、20年3月9日のフェンス撤去以来、進展した話はないということで、今後とも行政側としても市屋区と所有権の問題について前向きに話し合いを行い、またフェンスの問題についても今後前向きに検討して市屋区と話し合い、円満解決できるよう努力してまいりたいと思えます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（森本昇夫君） 日程第6、議案第63号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第63号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億914万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

款4繰越金、目1繰越金、補正額36万9,000円を減額いたしまして、計3,643万8,000円とするものでございます。

次の7ページ、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、補正額36万9,000円につきましては、節2給料から節4共済費までを人事院勧告に伴い減額させていただくものでございます。

8ページには補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第64号 平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第7、議案第64号平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,149万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,000万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款1介護保険料から款8繰越金までの補正で、歳入合計、補正前の額15億9,149万4,000円、補正額1,149万2,000円の減、計15億8,000万2,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額42万円につきましては、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料の実績見込みによる増減によるものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、補正額226万7,000円の減につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる減額でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金、補正額478万3,000円につきましては、22年度内示額によります増でございます。

7ページをお願いします。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額494万7,000円の減額につきましては、社会保険支払基金交付金の22年度給付実績見込みによる減571万9,000円及び過年度社会保険支払基金交付金で21年度実績額確定による追加交付金77万2,000円によるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、補正額392万7,000円の減につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる減額でございます。

項2県補助金、目2緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、節1日常生活圏域ニーズ調査事業、補正額70万7,000円につきましては、第5次介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニ



ーズ調査を実施するに当たり臨時職員の費用として和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、10分の10の補助をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額182万7,000円の減につきましては、節1介護給付費繰入金で給付実績見込みによる199万5,000円の減、節2その他一般会計繰入金は超過勤務手当及び人件費の人件費の増減によるものでございます。

項2基金繰入金、目2介護給付費準備基金繰入金、補正額1,098万7,000円の減額につきましては、給付実績見込みにより介護給付費準備基金取り崩しを減額するものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額205万8,000円の増につきましては、節2給料から節4共済費まで、人事院勧告に伴う給与関係諸費等によるもの及び節7賃金から節12役務費までは、第5次介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を実施するに当たり、和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして臨時職員を雇用し、調査事業の集計作業等、事務全般を実施する費用でございます。節25積立金118万3,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金への21年度確定による追加積み立てでございます。

10ページをお願いします。

款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額150万円の増につきましては、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費の実績見込みによる減額、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費については実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目2、目3審査支払手数料につきましても、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費、節19負担金補助及交付金150万円の増につきましては、居宅介護サービス費における高額サービス費の実績見込みに伴う増額でございます。高額居宅介護サービス費につきましては、1カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額上限額を考慮して超えた額を高額サービス費として支給するものであります。

目2高額施設介護サービス費、節19負担金補助及交付金150万円の減額につきましては、施設介護サービス費における高額サービス費の実績見込みによる減額でございます。

11ページをお願いします。

項3高額医療合算介護サービス費、節19負担金補助及交付金、補正額550万円につきましては、高額医療合算介護サービス費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。介護保険及び医療保険の自己負担額が合算して年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として超えた額を支給されるものでございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業費、節19負担金補助及交付金、補正額30万円につきましては、福祉用具購入事業に係る実績見込みによる計上をお願いするものでございます。この事業は、介護保険サービスの福祉用具貸与のサービスを利用している者のうち、レンタル料が低額の福祉用具について、本事業で購入し、利用者に支給する事業でございます。

款4諸支出金、目1償還金及還付加算金、節23償還金利子及割引料5万5,000円は、過誤納金還付金として計上をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

項2諸費、目1国県支出金返納金及び目2支払基金交付金返納金のそれぞれの節23償還金利子及割引料につきましては、平成21年度の介護給付費負担金と各種交付金の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第65号 平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第8、議案第65号平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第65号平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、平成22年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額2億6,249万2,000円に補正予定額35万8,000円を補正し、計2億6,213万4,000円とするものです。

第1項営業費用、既決予定額2億1,895万9,000円に補正予定額35万8,000円を補正し、計2億1,860万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目(1)職員給与費、既決予定額5,611万6,000円に、補正予定額35万8,000円を減額いたしまして、計5,575万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出です。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費まで、既決予定額計2億1,895万9,000円に補正予定額35万8,000円を補正し、計2億1,860万1,000円とするものです。これは人事院勧告に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第66号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第9、議案第66号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議案第66号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

〔議案第66号朗読〕

町税条例の第42条第2項は、個人の町民税の、第70条第2項は固定資産税の納期前納付に係る前納報奨金について規定しているもので、これを削除することにより個人の町県民税と固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものでございます。

この制度につきましては、昭和25年の現行の地方税法制定時において納税方法が少なく、納税するのが困難な時代に、納税を奨励することを目的として創設されたものでございますが、近年既にその目的が薄れてきていること、さらに特別徴収制度に前納報奨が適用されず不平等であることなどの問題もあり、また行財政改革の面からも財政健全化計画で計画されており、23年度からの廃止をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） ただいま御説明ありましたとおり、行財政改革の目的からも、またこの前納報奨金は当初の目的が達成できているというふうに見込まれるということで十分理解できるところでございます。

念のためお伺いしますが、この件について住民の皆さんにどのような形で広報されるかという点だけを確認したいと思います。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えさせていただきます。

この廃止についてどのように広報するかということでございますが、廃止に当たっての納税者への周知につきましては、町広報やホームページに掲載しますとともに、年度当初に発送する納付書の中にも廃止のお知らせをチラシとして同封して周知するように考えております。

また、前納の口座振替を利用いただいている方もございます。その皆様に対しましては、期別納付の意向確認のために通知書を別途送付したいと考えております。

12月に議会で通していただきましたら時間的に余裕がございますので、そのような方法もちまして制度廃止に対する周知の徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） お伺いいたします。

この制度を廃止することにより税収がどのくらいふえるのかという点、1点と、もう一点、分割納付がふえてくることに伴って資金繰りのほうは大丈夫かどうかという点、この2点、お伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えいたします。

まず、税収がどれくらいふえるかという点でございますが、税収自体ふえることはございません。かえって減る、滞納される方が多くなるのではないかとのおそれもありますが、他市町村で聞いたところによりますと、滞納と全期前納で納めてくれる方に関連性は余り見られないということでございます。収入の面ではございませんが、歳出の面で、前納報奨をなくすことによりまして町県民税で現在、21年度でございますが183万7,700円、固定資産税が909万2,100円交付しております。合計で1,092万9,800円交付しておりますので、それが一応0円となりますので、その分が差し引き浮くと考えております。

それから、資金繰りがどうかという話だと思えますけれども、確かに固定資産税の第1期の納期である5月、それから町県民税の第1期の納期である6月に税金が一度にかなりの額入るというメリットはございますが、資金繰りという面からいいますと、実際は5月、6月は一番余裕のある月で、会計上一番苦しいのは支払いが増加します3月、4月のころと聞いております。町県民税の最後の納期である第4期は1月末、固定資産税の第4期の納期は2月末でございますので、3月、4月の一番苦しいときに、その廃止の影響は余りないのではないかと考えております。

それよりも、やはり前納報奨金は廃止する法がメリットは大きいのかなと考えておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第67号 那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第10、議案第67号那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議案第67号那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

〔議案第67号朗読〕

ここで、恐れ入りますが、本日配付させていただいております資料と一緒に見ていただければ御理解いただきやすいと思いますので、資料の御準備をお願いしたいと思います。

資料につきましては、この条例の新旧対照表と、その後ろには、変わった後の全文をつけさせていただきます。

〔議案第67号朗読〕

こういう条例改正でございます。中身につきましては、道の駅の機能を持たせます世界遺産情報センターを中に入れさせていただきます。農産物の直売所を外に出して、その面積を上げさせていただきます。

そして、開館時間も第4条の中で書かせていただいております。名称の変更で「ふれあい広場」となりまして、これは5時まで、その世界遺産情報センター、午前8時30分から午後5時までとしております。そして新たに、左側のほう、4項をふやしまして、直売所は今まで8時までやっておりましたが、建物が離れた関係で4時30分までという形で改正をお願いするものであります。どうぞ御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） お尋ねいたします。

世界遺産情報センターのオープンの時間が8時半から5時までとなっております。まだこの内容についてデザインがイメージできてませんので、お尋ねいたします。

この5時までとされて、それ以降は、このところに旅行者の皆様は立ち入ることができるかどうか、あるいはもう完全にシャットアウトという形になるのかどうか、また5時という制限を設けている主な根拠について教えていただきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、第1番目はそのイメージができないということでございます。

現在のあの那智駅交流センター、入っていただく、あの自動ドアから入っていただいて、右の後ろのほうに農産物の直売所がございます。あの部分を世界遺産情報発信センターと改装させていただきます。その中で熊野の地の紹介、また那智の紹介等を行うものというふうになっております。そして、そこが5時までと、その部分。ですから、ここに新たにシャッターを設

置るとか、そういうものはございません。

理由といたしましては、職員の配置の関係もござります。それで5時という形にさせていただいております。そして、入ったすぐのとこと、入って奥の左側、畳を今現在敷いておりますが、その部分については10時まで開放という形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 確認でございます。

そしたら、この世界遺産情報センターは職員の方の配置は5時までですが、旅行客は随時その時間外でも見たり、資料を収集したりということは可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 一応5時までということで電気等は消してしまいますので、これで5時と書かさせていただいておりますので、入室といたしますか、入館と申しませうかは、お断りしていきたいと思っております。職員がおるときに、あそこの資料が欲しいよと、それは便宜供与はできると思いますが、基本的にはシャッター等は閉めませんが、出入り口のポールなり置いて、閉館しましたという意思表示はさせていただきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 最初の質問で5時と定めている根拠についてお伺いした御回答が職員の配置時間というふうに御説明いただいたものと理解しております。

この点については、今後運営していく中で適切な時間、例えば、始まりが8時半で利用状況を見ながら随時適切なオープンとクローズの時間というものを見定めていただければというふうをお願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 私どものほうも現在運営している時間をそのまま割り振って新たにトイレの掃除等も入れたりしてやっております。それで、こういう時間設定させていただいておりますが、また不都合があれば、議員おっしゃるように、今後変えられるものは変えていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） お伺いたします。

第7条に、指定管理者に交流センターの管理を行わせることができるとありますけれども、この条文が施行されるのは23年1月10日からだということですが、これ以降、指定管理者制度をこの交流センターに導入する予定というのは、今のところあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 2番議員に申し上げます。

今回は条例の改正の箇所だけ質疑をいただきたいと思っております。よろしいですか。

[2番蜷川勝彦君「はい」と呼ぶ]

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第68号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について

○議長（森本昇夫君） 日程第11、議案第68号那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第68号について御説明させていただきます。

〔議案第68号朗読〕

この指定管理者制度につきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうは平成18年度より社会福祉法人紀友会に指定管理者として指定し運営されておりますが、平成23年3月31日をもって期間満了となりますので、今回引き続き那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の指定を社会福祉法人紀友会に指定させていただきたくお願い申し上げます。

施設の概要でございますが、名称、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう。所在地、那智勝浦町大字庄520番地。構造、鉄骨造平家建て、延べ床面積827.12平方メートル。

指定理由でございますが、公募によらずに候補者として選定する理由につきましては、現指定管理者は昭和63年より本町において公益性のある事業を展開している社会福祉法人であり、また介護保険関連事業にも精通しており、今年度までの5年間でもデイサービス事業等を運営し大きな成果を上げております。また、サービスを利用する町民も当該法人を受け入れております。以上のことから地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると考えられるためでございます。



なお、平成18年度からの利用状況でございますが、要支援1から要介護5までの方が毎年延べ6,000人を超える利用となっております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第69号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（森本昇夫君） 日程第12、議案第69号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議案第69号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について。

〔議案第69号朗読〕

この円満地公園につきましては、3年前、3年間指定管理、色川地域推進委員会に行っていたいただいております。まだまだ発展途上と申しましょうか、地に足がついてない部分もございます。そのようなことで、今御苦労なさっている色川地域推進委員会に意思確認したところ、このままうちよっと頑張ってみたいということでございますので、きょう、この議会のほうに公募によらない指定管理者の指定ということでお願いする次第でございます。

ちなみに、21年度の決算といたしまして233万4,248円の黒を出していただいております。そういう状況で、今一生懸命頑張っておりますので、そのままの形でいかせていただきたいと思っております。どうぞ御審議よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 先ほどの議案第68号は、たしかこれ28年3月31日まで5年ですね。今回は3年ということで来ているらしいんですが、これもやはり23年4月から6年3月31日、3年ですね。この5年と3年の違い、中の事業なりその仕事の内容の違いはわかるんですが、この5年と3年との、この期間の違いはどういう基準によるものか、そこらがありましたらお尋ねをいたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 御質問の件でございます。

これについて明確な、町のほうでこういう事業については3年、5年というのはございません。ただ、私ども先ほど申しましたように、この円満地公園についてまだ一生懸命、発展途上の段階ということで、前回は3年であったので前回は踏襲して3年を選んだということで、それが5年がよかったのか、3年がよかったのかわかりませんが、その3年が、今足場を固めつつある事業の中で3年が妥当ではないかという判断で3年とさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 特に異論はないんですけど、ないんですけども、指定管理者制度で入ると、やはり期間が長いほうが受託したほうがいろんなことがやりやすい。かつてこの施設は公募してもなかなかなかったですね、後を引き受けてくれる方が。今回こういう形で230万円余りの黒字を出しているということで、これね、ある程度の期間を、長いほうが腰を据えてやってもらいやすい。黒字があるとなると、ほかの人がね、ほかの方が公募しようとかですね、あるいはもうかるならもっと安いこうということになりかねませんので、やっぱり管理してもらおう上で、よりよい管理をしてもらいたいということと、安定的にいろんなことをやってもらいたいと、そういうことを感じますんで、決めるものがはっきりしてないんでしたら、できるだけ私は長い期間を持ってもらって、腰を落ちつけて立派な仕事をしてもらいたいと、これは要望でございますけどね。もしそういうふうな期間についての何か基準になるものがないんでしたら、やはり長い期間のことをお考えいただいたほうがいいのではないかと、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ただいまの意見を今後参考にさせていただいて、次から生かしていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第70号 公平委員会委員の選任について

○議長（森本昇夫君） 日程第13、議案第70号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第70号について御説明申し上げます。

〔議案第70号朗読〕

今回の選任同意につきましては、串本町より選出されておりました公平委員としてその任に当たっていただいております東良治氏が、本人の申し出により本年9月末をもって辞任されましたので、同氏の補欠委員として串本町長より推薦があり、選任同意をお願いするものでございます。

神田三知夫氏につきましては、串本町職員として長年勤務され、参事財政課長の要職後、平成17年7月より平成20年11月まで副町長として串本町の発展に尽力されております。任期は前任者の残任期間となりますので、本日選任日から平成24年3月31日となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本昇夫君） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では「市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と規定しております。

今回お願いいたしております久保美恵子氏につきましては、平成23年3月31日をもって任期満了となります。後呂光氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成23年4月1日から3カ年となります。また、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております。

推薦理由でございますが、同氏は元保育所長を務め地区住民の人望も厚く、その誠実な人柄により地区の民生委員も務めて、子供から高齢者まで幅広く相談業務に対処され、当地区の人権擁護委員として余人をもってかえがたい活躍を期待できると思料されるものと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配りますので、しばらくお待ちください。

〔諮問第1号答申（案）配付〕

○議長（森本昇夫君） お諮りします。

諮問第1号について、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申すること  
に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本昇夫君） 日程第15、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。局長から陳  
情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

付託案件は3件でございます。

本日お配りしております平成22年第4回定例会陳情文書表をごらんください。

〔陳情受理番号22年7朗読〕

次の陳情文書表をごらんください。

〔陳情受理番号22年8朗読〕

次の陳情文書表をごらんください。

〔陳情受理番号22年11朗読〕

次のページに要望者から提出されました意見書（案）を添付させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号22年7については厚生常任委員会に、陳情受理番号22年  
8については那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会に、陳情受理番号22年11について  
は経済常任委員会にそれぞれを付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時08分 散会